

太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン

(H28.9 策定、H28.10 施行、H31.3 改定、R3.3 改定、R6.3 改定)

1 背景

(1) 太陽光発電施設の急速な普及拡大

- ・固定価格買取制度(H24.7月)の開始以降、太陽光発電を中心に再生可能エネルギー導入が全国的に拡大
- ・本県の太陽光導入量は約473万kWで全国第1位(R7.3月現在)



(2) 不適切案件の増加

設備の不備や景観・自然環境への影響等、設置、運営に関する不適切事案が発生

2 目的

- 太陽光発電施設を設置しようとしている事業者が、本ガイドラインに基づき、市町村や地域の理解を得ながら施設を適正に設置・管理
- 地域社会との共生が図られた太陽光発電事業の円滑な実施

3 対象

出力50kW以上の事業用太陽光発電施設

- ・ 建築物へ設置するものを除く
- ・ 実質的に同一の事業者が、複数の発電施設に分割して設置し、合算した出力が50kW以上となる施設(分割案件)を含む
- ・ 再エネ特措法に基づく説明会の実施要件^(※)と同要件の場合も対象
※事業場所の敷地境界線からの水平距離が100m以内に同一の事業者等が実施する太陽光発電事業がある場合において、それら事業に係る電源の出力の合計値50kW以上となるとき
- ・ 固定価格買取制度(FIT)の認定を受けない施設も対象

4 ガイドラインで定める主な事項

1 設置するのに適当でないエリア

法令上開発行為が厳しく制限されている区域や、生活環境、景観、防災等の観点から、太陽光発電施設が設置されることにより、甚大な影響が想定される地域(自然公園特別地域、保安林、土砂災害警戒区域等)

2 施設の適正な設置

- (1) 市町村との事前協議(事業概要書の提出、進め方等の事前協議)
- (2) 地域の理解促進(地域住民や企業等周辺関係者への説明)
- (3) 施工に当たって配慮すべき事項
 - ① 生活環境：騒音対策、反射光対策、緩衝帯の設置 等
 - ② 景観：フェンス、植栽等による対策、山並みや眺望の対策 等
 - ③ 防災・安全：盛土・切土面の保護、土砂崩れ対策、雨水・排水対策 等
 - ④ 市街地等に設置する場合の配慮
 - ⑤ 工事期間中の緊急連絡先の表示
- (4) 工事完了時の市町村への報告
 - ① 「工事完了報告書」の提出
 - ② 助言・要望等への対応



3 施設設置後の適正な維持管理等

- (1) 適正な維持管理(施設の保守点検、緊急連絡先の表示、災害発生時の対応 等)
- (2) 撤去・廃棄(撤去・廃棄に係る計画の検討)

※ 10kW以上50kW未満の施設についても、本ガイドラインの趣旨に沿った対応を要請

※ 市町村が独自に条例等を定めて取り組んでいる場合、市町村の条例等を適用